

ヨンロク 46 えんどう 沿道まちづくりニュース

原町一丁目・洗足一丁目地区
補助第46号線の道路整備と
まちの未来を考える地域情報誌



原町一丁目・洗足一丁目地区 46 沿道まちづくり協議会発行 令和3年3月 第15号

原町一丁目・洗足一丁目地区（原町一丁目 1～4・13～34 番・洗足一丁目 1～4・10～24 番）にお住まいの方、土地や建物を所有している方にお送りしています。

ヨンロク4コマメモ
—episode3—

東京都における都市計画道路整備 四つの「基本目標」



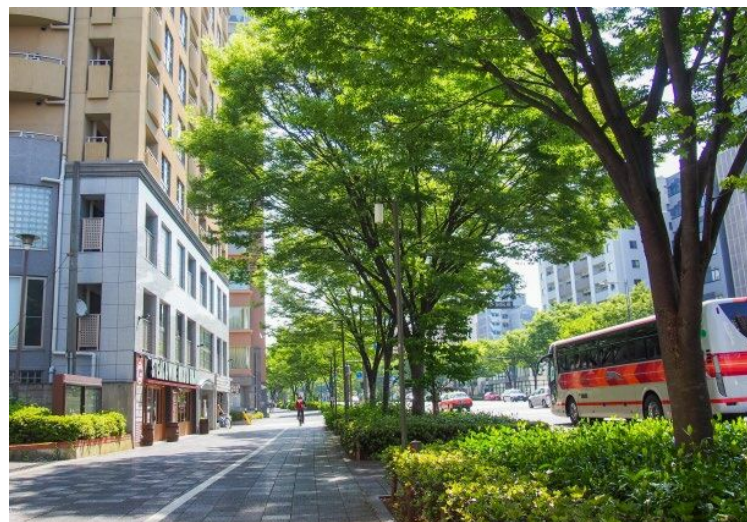
1 都市活力の強化



2 都市防災の強化



3 安全で快適な都市空間の創出



4 都市環境の向上

みちとまちのこれからを考える

原町一丁目・洗足一丁目地区における補助第46号線道路整備事業に伴うまちづくりの取組…P2.3

【表紙の解説】 東京都における都市計画道路整備 四つの「基本目標」…P3

目黒区からのお知らせ…P4

原町一丁目・洗足一丁目地区における補助第46号線道路整備事業に伴うまちづくりの取組

協議会と行政の二人三脚で進めるまちづくり

原町一丁目・洗足一丁目地区46沿道まちづくり協議会では、令和元年度から懇談会を開催し、地域の皆さんと共に今後の道路整備とまちづくりに関する検討を重ねています。また、目黒区は東京都と連携し、用地取得に伴う生活再建に際して、より地域の安全性を高め、資産価値を高められる沿道まちづくりに取り組んでいます。

道路整備後の魅力あるまちの実現に向けて、協議会と行政の二人三脚でまちづくりに取り組んでいます。

46協議会

まちづくりの検討

道路整備後に魅力的な地域となるように、地域住民でできる取組を検討しているのが、補助第46号線沿道まちづくり協議会です。

東京都、目黒区

沿道まちづくり

沿道まちづくりとは、道路整備に合わせて、沿道の方々が円滑に生活再建を行えるように、沿道の建替えや土地活用を考えていく取組です。

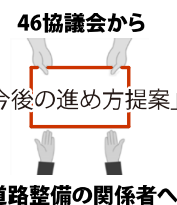
具体的には、残地での再建や、隣地（残地）の購入、共同建替えの検討などの取組を支援しています。

資料に返信用はがきを
付属しています。
3月22日までは切手不要です。

◀今年度の懇談会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から皆様のご意見をはがき等でお聞きしています。2月下旬に各戸に配布した資料をご覧ください。是非ご意見をお寄せください！

「こんな道路になったらいいな」地域の声を広げていきましょう

懇談会での意見交換の内容は、道路整備のスケジュールに合わせて、協議会で取りまとめ、整備担当や交通の関係部局へ要望していきます。懇談会は開催方法を工夫しながら、今後も開催する予定です。

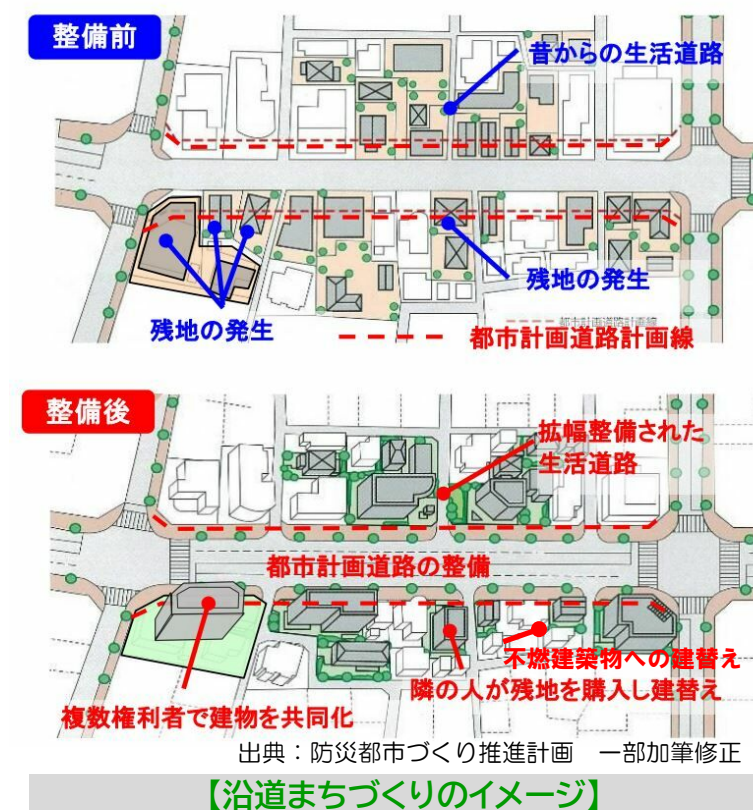


46沿道まちづくり協議会への参加をお待ちしております！

道路整備と共に、より良いまちにしていけるためには地域住民の声が大切です。参加を希望される方は、協議会事務局までお問い合わせください。

多様な沿道まちづくり

補助第46号線は避難路となり、延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路である、特定整備路線です。目黒区では、沿道一帯が燃えにくい建物となるように、建替えのルール（地区計画）や、建替えにあたっての様々な助成制度を設けることで、権利者のみなさんの支援を行っています。また、東京都と連携し、道路用地取得により建物等の切取りが必要となる場所や土地活用の難しい残地に対する支援を行っています。



●沿道での不燃建築物への建替え

沿道で建替えを行う場合に、燃えにくい建物にしたり、高さのある建物にしたりすることで、災害時に燃え広がりを防ぐことができます、延焼遮断帯の形成につながります。

●土地の交換・売買

東京都による道路用地取得に伴い、残地が発生する場合や残地が狭小で再建が難しい場合には、隣接する土地を交換したりすることで、土地を整形にし、再建できるようにします。

●複数権利者で建物を共同化

複数権利者の土地をまとめて、共同住宅を建設します。複数の土地をまとめ、共同住宅にすることにより、土地の有効利用ができる他、資産価値を高めることができます。

【表紙の解説】東京都における都市計画道路整備 四つの「基本目標」

1	2
3	4

1. 交通渋滞を解消するネットワークの形成や拠点へのアクセス向上など、誰もが活動しやすく、快適に暮らせる街が実現すると、都市活力の強化につながります。
2. 都市計画道路は、緊急物資の輸送、救助・救援活動のルート確保、市街地火災の延焼防止、安全な避難路の確保などに重要な役割を担っています。
3. 道路を賑わいの場として活用していく新たな取組を行っている丸の内通りの写真です。周辺の道路が整備されることにより、生活道路への通過交通の抑制や歩行者・自転車利用の安全な通行空間の確保など、良質な居住環境の向上が促進できます。
4. 緑豊かな道路空間の形成により、景観向上のほか、緑陰による気候の緩和、騒音の低減、大気汚染の抑制などが期待できます。

出典：東京都・特別区・26市2町、東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）平成28年3月。写真1, 3同様



各種助成等の支援制度をご利用ください

問い合わせ先

木密地域整備課
03-5722-9657

※助成等の支援制度を受けるためには、様々な要件がありますので、詳しくはお問合せ下さい。

■不燃化特区の支援制度

目黒区では、東京都の不燃化特区制度を活用して、老朽建築物除却費や建替え費の助成、専門家派遣等の支援を行っています。令和2年度末で終了の予定でしたが、令和7年度まで支援制度を継続します。また、これまで以上に不燃化を促進するため、区域を図のとおり拡大する予定です。

なお、助成の詳細については、現在検討中です。詳細が確定いたしましたら、区のホームページやニュース等でお知らせします。

■都市防災不燃化促進事業

補助46号線を災害時の安全な避難路にしていくなために沿道両側30mの事業区域内で耐火建築物を建築する場合に助成します。

一定の条件を満たす耐火建築物を建築する場合、3階までの対象床面積に応じて助成します。また、別途条件を満たす場合には、除却費等の加算を受けられます。

期間は、令和8年3月までです。



お詫び

緊急事態宣言を受けての建替え相談会の延期について

46 沿道まちづくりニュース第 14 号で、お知らせした「住まいの建替え相談会」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期としました。予定されていた方には、ご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。令和3年度以降に、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮して、開催する予定です。開催が決まりましたら、改めてご案内します。



補助46号線沿道まちづくりに関するご意見、または、このニュースに関するご質問などがございましたら、下記までご連絡ください。

【協議会事務局】目黒区 街づくり推進部 木密地域整備課（担当：内田・関根）

《住所》〒153-8573 目黒区上目黒二丁目19番15号

《電話》03-5722-9672（直通）

《FAX》03-5722-9239

《メール》nishikoyama-kai@city.meguro.tokyo.jp

【編集協力】株式会社マヌ都市建築研究所